

板橋区保育従事職員宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱

平成 27 年 12 月 24 日 区長決定

平成 28 年 11 月 2 日 区長決定

平成 29 年 3 月 21 日 区長決定

平成 29 年 9 月 27 日 区長決定

平成 30 年 6 月 21 日 区長決定

令和元年 6 月 5 日 区長決定

令和 2 年 7 月 31 日 区長決定

令和 3 年 3 月 31 日 子ども家庭部長決定

令和 5 年 3 月 31 日 区長決定

令和 6 年 3 月 26 日 区長決定

令和 7 年 3 月 24 日 区長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、保育従事職員のために宿舎の借り上げを行う保育施設等の設置者（以下「事業者」という。）に対し、借り上げに係る経費の一部を補助することにより、保育従事職員の確保及び離職防止を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号で定めるところによる。

- (1) 保育施設等 公設民営を含む、板橋区内（以下「区内」という。）の国及び地方公共団体以外の者が設置する児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 7 条第 5 項に規定する地域型保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）第 33 条に規定する小規模保育事業 C 型及び家庭的保育事業並びに居宅訪問型保育事業は除く）、東京都認証保育所（東京都認証保育所事業実施要綱（平成 13 年 5 月 7 日付 12 福子推第 1157 号）に規定する認証保育所）及び東京都病児保育事業実施要綱（平成 21 年 9 月 8 日付 21 福保子保第 375 号）第 4 の 1 又は 2 に規定する病児保育事業（病児対応型、病後児対応型）のうち区と委託契約を締結している施設をいう。
- (2) 保育従事職員 保育施設等に勤務する保育士、保健師及び看護師並びに栄養

士及び調理師をいう。ただし、施設長、当該施設の管理者及び経営に携わる法人の役員は除く。

(3) 常勤 以下に掲げる要件を満たしていること。

① 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第1項第1号の3により明示された就業の場所が保育施設等であり、かつ、従事すべき業務が保育であること。

② 保育施設等に常勤職員として勤務していること。

ただし、常勤職員以外の者であっても、1年以上の期間の労働契約を結び、次のいずれかの勤務時間に該当するものであって、常態的に継続して勤務しているものは、常勤職員とみなす。

ア 当該保育施設等の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上に限る。）に達している

イ 1日6時間以上かつ月20日以上

(補助対象事業)

第3条 この要綱に基づく補助金の交付対象となる事業は、事業者が保育従事職員用に宿舍を借り上げる事業（以下「補助対象事業」という。）とする。

(交付対象事業者)

第4条 この要綱に基づく補助金の交付対象となる事業者は、保育施設等を運営し、第6条に規定する保育従事職員を常勤で雇用し、次条で定める要件を満たしている宿舍を借り上げている事業者とする。ただし、以下の各号のいずれかに該当する者は場合によっては、交付の対象としない。

(1) 施設、事業を設置・運営する者が個人の場合、特別区民税及び軽自動車税を滞納していること

(2) 施設、事業を設置・運営する者が法人の場合、法人住民税を滞納していること

(3) 暴力団（東京都板橋区暴力団排除条例（平成24年東京都板橋区条例第28号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(4) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者

(補助対象要件)

第5条 この要綱に基づく補助金の対象は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしてい

ることとする。

- (1) 事業者が宿舍を借り上げていること。ただし、事業者と同一又は関連する法人等からの借り上げ並びに事業者との親族関係にある者又は親族等が勤めている法人等からの借り上げを除く。
- (2) 次条に規定する者が宿舍に入居していること。
- (3) 次条に規定する者と事業者との間で入居契約等が結ばれていること。
- (4) 宿舍は、原則、区内であること。ただし、公共交通機関等により当該保育施設までの通勤が可能と判断できる地域であれば可とする。

(補助対象保育従事職員)

第6条 この要綱に基づく補助の対象となる保育従事職員とは、区内にある保育施設等に勤務する常勤の保育従事職員（世帯主又はこれに準ずる者に限る。以下「補助対象職員」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 事業者から住居手当等を支給されている者又は住居手当等を支給されている同居者がいる者
- (2) 次条に規定する補助対象期間内又は補助対象期間の開始日以前1年の間に、他の事業者が運営する区内の保育施設等で勤務実績があり、同趣旨の補助を受けた者（ただし、他の事業者が運営する区内の保育施設等の廃止に伴い退職した場合を除く）

(補助対象期間)

第7条 補助対象期間は、年度開始から年度終了までとし、年度途中で補助対象職員が宿舍に入居した場合はその日の属する月の翌月（1日の場合はその月）から、年度途中で補助対象職員が退去した場合はその日までを補助対象期間とする。ただし、事業者が賃貸借契約を終了させた場合は、その日までを補助対象期間とする。

(補助対象経費)

第8条 区長は、事業者に対し、補助対象期間に要する賃借料、共益費（管理費）、礼金及び更新料（以下「賃借料等」という。）に係る補助金を交付する。

- 2 補助対象経費のうち、礼金及び更新料に係る部分の金額については、補助対象期間の月数で除して得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を各月に計上するものとする。
- 3 事業者が、補助対象職員から賃借料等の一部を徴収している場合は、賃借料等からその徴収額を差し引いた額を補助対象経費とする。なお、徴収額が賃借料等の5割を超える場合、補助対象外とする。

(補助金交付額)

第9条 補助金の交付額は、補助対象経費の8分の7を乗じた額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、1戸当たり月額71,750円を交付額の限度とする。

2 補助金の交付額の総額は、予算で定める額を限度とする。

(交付申請)

第10条 この補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、別に定める期日までに、補助金交付申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて区長へ提出しなければならない。

2 申請者が個人事業主であって、次のいずれかに該当する場合は、前項の規定による申請書のほかに、当該領収書の写し若しくは納税証明書又は非課税証明書（いずれも直近のもの。領収書の写しは、直近のものが属する年度分で納期が既に到来しているもの全て）を添付するものとする。

(1) 補助金の申請に当たって、補助金交付申請書（別記第1号様式）において、申請者から区税納付状況調査に関する同意が得られない場合

(2) 板橋区外に居住しており、板橋区において課税されていない場合

(3) 板橋区外からの転入者で、転入前の自治体において課税されている場合

3 申請者が法人の場合は、第1項の規定による申請書のほかに、法人住民税の領収書の写し又は納税証明書（いずれも直近のもの）を添付するものとする。ただし、非課税の場合は申告書（控）の写し、免除の場合は免除決定通知書の写しを添付するものとする。

(交付決定)

第11条 区長は、前条の規定による交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、補助金交付等決定通知書（別記第2号様式。以下「交付決定等通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付できないと決定したときは、速やかにその理由を付して申請者に通知するものとする。

(交付変更)

第12条 交付決定者は、申請内容を変更する場合は、補助金交付変更申請書（別記第4号様式）に必要な書類を添えて、別に定める期日までに区長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更の場合はこの限りではない。

2 区長は、前項の規定に基づく申請を受けたときは、その内容について審査し、適正

であると認めたときは変更交付等決定通知書（別記第 5 号様式）により、適正でない
と認めたときは、変更非認定通知書（別記第 6 号様式）により交付決定者に通知する
ものとする。

（交付請求及び支払）

第 13 条 区長は、第 11 条 1 項による交付決定又は第 12 条 2 項による変更交付決定を
行った場合、補助金の交付決定を受けた事業者（以下「交付決定者」という。）から
補助金交付請求書（別記第 3 号様式）及び必要な書類を徴し、支払うものとする。

（財産処分の制限）

第 14 条 交付決定者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価
50 万円以上の財産を、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分
制限期間」（令和 5 年 4 月 1 日こども家庭庁告示第 9 号）に定める期間内に、この補
助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しよ
うとするときは、区長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により財産を処分したことによって収入があった場合は、区長は、当該
交付決定者に対し、その収入の全部又は一部を区に納付させることができる。

（財産の管理）

第 15 条 交付決定者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産につい
ては、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その
効率的な運用を図らなければならない。

（事故報告等）

第 16 条 交付決定者は、補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やか
にその理由その他必要な事項を書面により区長に報告しなければならない。

2 区長は、前項の報告を受けたときは、その理由を調査し、速やかに交付決定者に適
切な処理を行うよう指示することができる。

（状況報告）

第 17 条 区長は、必要があると認めたときは、交付決定者に事業の遂行状況を報告さ
せることができる。

（遂行命令等）

第 18 条 区長は、第 16 条第 1 項及び前条の規定による報告、地方自治法（昭和 22 年
法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付

の決定の内容又はこれに付けた条件に従って遂行されていないと認めるときは、交付決定者に対し、補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って当該補助事業を遂行すべきことを命じることができる。

- 2 区長は、交付決定者が前項の規定による命令に違反したときは、交付決定者に対し、当該補助事業の一時停止を命じることができる。

(実績報告)

第 19 条 交付決定者は、会計年度終了後、別に定める期日までに実績報告書（別記第 7 号様式）に必要な書類を添えて提出しなければならない。

- 2 交付決定者は、補助金と補助対象事業に係る会計書類を整備し、これを当該補助対象事業の属する会計年度終了後 5 年間保管しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 20 条 区長は、前条により実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、第 11 条又は第 12 条で決定した額を上限として、実績に応じて交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（別記第 8 号様式）により通知するものとする。

(是正勧告)

第 21 条 区長は、交付決定者の行う事業が、その交付決定の内容及び補助要件等に適合していないと認めるときは、交付決定者に対し、事業に適合させるための措置をとるべきことを命じることができる。

(交付決定の取消し)

第 22 条 区長は、第 11 条又は第 12 条の規定により補助金の交付を決定した場合において、交付決定者らが次の各号のいずれかに該当する場合は、決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助要件等に該当しなくなったとき
- (2) 前条の規定により是正勧告を行った場合においても、これを改善しなかったとき
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (4) 補助金を第 3 条に定める用途以外に使用したとき
- (5) その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの要綱に違反したとき
- (6) 交付決定者が、別に定める期日までに第 19 条に規定する実績報告書を提出しなかったとき

- 2 区長は、前項の場合において、決定の全部又は一部を取り消したときは、交付決定取消通知書（別記第 9 号様式）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第 23 条 交付決定者は、第 12 条及び第 22 条の規定により補助金の交付決定を変更し又は取り消された場合において、補助対象事業者の当該部分に関し、既に補助金が確定している額以上に交付されているときは、区長が別に定める期限までに、当該補助金額を区長に返還しなければならない。

- 2 区長は、第 20 条の規定により交付決定者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、別記第 8 号様式により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 24 条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書（別記第 10 号様式）により別に定める日までに区長に報告しなければならない。ただし、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下「本部等」という。）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

- 2 区長は、前項の報告があつた場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 3 区長は、補助事業者が第 1 項の報告を行わない場合には、この補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（予算措置）

第 25 条 本事業は、国及び東京都の補助事業を利用して実施するものであり、国又は東京都の補助事業が中止、変更又は廃止となった場合は、本事業も中止、変更又は廃止とする。ただし、区長が本事業の継続を必要と認める場合はこの限りではない。

（違約加算金及び延滞金）

第 26 条 交付決定者は、第 22 条の規定によりこの交付の決定の全部又は一部を取り消され、補助金の返還を命じられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の受領額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 交付決定者は、補助金の返還を命じられたにもかかわらず、これを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じその未納額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 3 前 2 項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 3 6 5 日当たりの割合とする。
- 4 第 1 項又は第 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができる。

（他の補助金等の一時停止等）

第 27 条 区長は、交付決定者に対し、補助金の返還を命じ、交付決定者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、交付決定者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

（準用）

第 28 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和 42 年東京都板橋区規則第 3 号）の定めるところによる。

（委任）

第 29 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 12 月 24 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱は、平成 27 年度の板橋区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金に係る全ての処理が終了したときに、その効力を失う。
- 3 第 12 条に基づく支払は、本要綱施行の後、速やかに平成 27 年 4 月から同年 9 月までの分の請求書を徴し支払を行うものとし、会計年度終了後に平成 27 年 10 月から平成 28 年 3 月までの分の請求書及び第 17 条に基づく実績報告書を徴し支払を行うものとする。

付 則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行し、平成 2 8 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 第 6 条の補助対象職員が当該保育施設等との雇用契約日から 5 年を超える者である場合は、平成 28 年度においては、第 7 条の補助対象期間の始期は平成 28 年 11 月 1 日とする。

付 則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行し、改正後の第 2 条の規定については平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行し、改正後の第 6 条第 2 号の規定については、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行し、改正後の第 8 条の規定については、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。